

春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成17年条例第98号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項の表示及びそれに対応する改正後の欄の項の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の欄の項を当該改正後の欄の項とする。
- (2) 次の表中、改正後の欄の項又は号に対応する改正前の欄の項又は号が存在しない場合にあつては、当該改正後の欄の項又は号を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条</p> <p>2 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童（当該児童が規則で定める状態にあるときを除く。）の<u>父がその児童を監護し、かつ、生計を同じくする又は母がその児童を監護する家庭をいう。</u></p> <p>3 この条例において「養育者」とは、次に掲げる児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、<u>その児童の父母</u>、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第6条の3に規定する里親以外の者をいう。</p> <p>(2) <u>母が監護しない、又は母がない前項各号のいずれかに該当する児童（同項第2号に該当する者を除く。）</u></p> <p>(3) <u>父が監護しない、若しくはこれと生計を同じくしない（父がない場合を除く。）</u>、又は父がない前項各号に掲げる児童（同項第2号に該当する者を除く。）</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条</p> <p>2 前項の対象者（児童を除く。以下この項において同じ。）のうち、同一の児童について、2人以上が対象者となるときは、次に掲げる者は対象者としない。</p> <p>(1) 同一の児童について、父及び母のいずれもが対象者となる時、又は父及び養育者の</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条</p> <p>2 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童（当該児童が規則で定める状態にあるときを除く。）の<u>父又は母がその児童を監護する家庭をいう。</u></p> <p>3 この条例において「養育者」とは、次に掲げる児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、<u>父母</u>、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第6条の3に規定する里親以外の者をいう。</p> <p>(2) <u>父又は母が監護しない前項各号に掲げる児童</u></p> <p>(対象者)</p> <p>第3条</p>

<p>いずれもが対象者となる時の父 (2) 同一の児童について、母又は養育者のいずれもが対象者となる時の養育者</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。 (所得の制限)</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>第6条に規定する受給者</u>としない。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。 (所得の制限)</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>対象者</u>としない。</p>
--	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の規定により受給者証の交付を受けている者（ひとり親家庭の父及び児童で、父がその児童と生計を同じくしていない者に限る。）に対する医療費の助成については、改正後の春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正後の第3条の規定は、施行日以後の医療に係る医療費の助成から適用し、施行日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。